

立野地区 地域計画だより(案)

令和5年11月 第2号 浪江町役場·農業委員会 立野連絡協議会

1 令和5年10月14日(土)に、打合せと説明会を行いました。

≪立野連絡協議会役員会:9:00~10:00≫

- ▶立野地区 地域計画の話合いの主体、エリアについて
- ▶特認事業の作業者への意向調査実施について(回答速報など)
- ≪特認作業者への説明会:10:30~12:00≫
- ▶地域計画の概要
- ▶農地バンクの概要
- ▶意向調査の回答速報

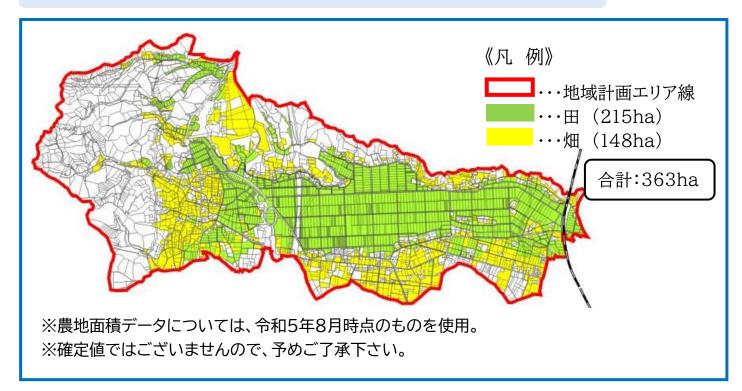
など



2 決まったこと

ステップ1:検討の主体➡ 「 立 野 連 絡 協 議 会 」

ステップ 2:策定エリア➡「大字立野(酒田字堤中の一部を含む)」





3 立野地区で話し合っていく手順について

ステップ 1:検討の主体を決めます。

▶行政区、復興組合等の策定エリアをカバーする主体 ※具体的な検討は、全体または水系単位、圃場整備範囲、小字単位など

ステップ 2: 策定するエリアを決めます。

- ▶用途区域を除いた区域で策定します。大字(行政区)単位で良いか確認
- ▶隣接行政区と重複する場合は隣接行政区と策定エリアの確認



ステップ 3-1: 5~10年後の農地や農業のあり方を決めます。

- ▶農地の集約化や営農上の課題の確認
 - ・ほ場へ大型機械が入れない→圃場整備事業、基盤整備事業の検討
 - ・農業用機械がないから大規模化できない→営農再開リース事業の検討
 - ・営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など
- ▶営農再開事業をいつまで行うか。
- ・7年度まで営農再開支援事業が可能。8年度から営農再開は必須。 (地域計画地域集積協力金は7年度交付分まで)
- ▶5年~10年後の地域の農業のあり方を決めていきます。

ステップ 3-2: だれが、どこで、何をつくるのか決めていきます。

- ▶地権者の農地利用の意向を確認します。
 - ・自分で営農していく、自分ではできないので貸したいなど
- ▶現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認
- ▶耕作されない農地をどうするか決めます。地域の担い手を優先します。
 - ・担い手が規模拡大する農地
 - ・地区外から参入する農地
 - ・営農はできないが草刈りなどの管理だけをする農地
 - ・耕作不適地として対象地から除外する農地

ステップ4:将来の地域の農地や農業のあり方を文言としてまとめます。

▶計画シートに記載し地域で確認します。

地域で合意した地域計画案を外部検討委員会で確認し、地域計画として公告します。

4 今後の検討内容について、皆様にお考えいただきたい事

ステップ 3-1: 5~10年後の農地や農業のあり方を決めます。

農地

- ▶ご自分が所有する農地について、今後どうするのか
- ▶現在管理耕作している農地は、管理耕作終了後(令和8年度以降)どうす るのか

所有者

- ▶貸す意向はあるのか(自作地として残す農地と貸したい農地の整理)
- ▶相続手続き
- ▶貸す相手への希望について(例)浪江町内の農業者、外部法人
- ▶担い手が作業しやすいように、畦畔の除去は可能か





- ▶農地の利用計画(営農拡大・縮小の意向)
- ▶リース事業(農業用機械など)の対応年数について (開始:令和〇年~終了:令和〇年)



- ▶法人化について
- ▶利用している農地について"集約化"等の必要はあるか
- ▶借りたい農地の希望(面積・場所・地目)

など



- ◎立野上地区座談会➡(日時) 令和5年11月19日(日) 13:30~ (場所) 苅野防災コミュニティセンター
- ◎立野中地区座談会➡(日時) 令和 5 年 11 月 26 日(日) 9:30~ (場所) 立野中多目的集会所
- ◎立野下地区座談会➡(日時) 令和5年11月25日(土) 10:00~ (場所) 苅野防災コミュニティセンター
- ★農地所有者様のご意向が『地域計画策定』に必要です。ぜひご参加ください☆

今後も、これまでと同様に「立野上・立野中・立野下」の3行政区毎を話合いの単位とし、3 行政区の進捗状況を「立野連絡協議会」で共有・検討し、大字立野地区の地域計画策定に 取組んで参ります。どうぞ宜しくお願い致します。

5 令和5年10月14日の出席者から頂いたご質問について(一部抜粋)

- Q1. 経営転換協力金の自作地 10aは前回 20aではなぜだめなのか質問した際、再度確認するとのことだったがどうなったか。
- A1. 制度の条件として 10aとなっているので 20aでは不可となる。この制度で経営転換する農地は 所有しているすべてが対象となり、一律に交付されるものではなく意外と条件が厳しい。
- Q2. 借り手より出し手の方が多いと思う。バンクに預けた時、マッチング出来なかった農地はどうなるのか。担い手が決まらない間の管理の主体は。
- A2. 出し手(農地所有者)と借り手(担い手)が決まった農地だけ農地バンクで契約する。担い手の決まっていない農地は農地バンクでは受けることができない。
- Q3. これまで親戚なのでお願いされ農地を使ってきた。農地バンクと契約するとなると色々と手間が 掛かるがこれまで通りだとだめなのか。
- A3. 今は良くても相続で所有者が変わるなど色々考えられ、個々の契約ではなくバンクを仲介しておいた方が良いと思う。ご検討されたい。
- 6 令和5年10月29日(日)に町から『3 行政区長・水利組合長・農業委員・ 農地利用最適化推進委員』へ意向調査回答報告を行いました。
- ★特認事業の管理している方へ意向調査について★ <u>※9/22発送、9月末回答期限</u> 《発送数》127名 《回答数》73名(57.4%)
- ▶うち、R4年度管理した方:44名➡回答:34名(77.2%) ご協力頂き有難うございました。

これまで管理してきた「農地で営農していきたい」と回答した方でR4年度管理した方は10人いました。今後地域の担い手を優先して話合いを進め、耕作できない農地については外部法人の検討を進めていきます(2ページに書いてるステップ3-1、3-2参照)。

- ♠ 限工町役場 農林水産課(農政係)
- 4幅島県農業振興公社(浪江町役場駐在)
- **5** 0240-34-0245
- **2** 0240-23-5706
- **☎** 0240-34-0246 (携帯)070-8688-9530

